

もしもの時
のために

わたしのメモを残しましょう

～ご自身の権利や資産、ご家族を守るために～

高齢福祉課には、「急な事故で親族と連絡を取りたい」「認知症っぽいけど家族は知っているの？」等、医療機関や住民の方から相談を受けることがあります。

もしもの時、ご自身を守り助けとなるように“わたしのメモ”を残しましょう。

✿ わたしのこと

本籍地が不明で諸手続きが思うように進められないことがあります。

本籍地をたどれるよう記録しておきましょう。

✿ 緊急連絡先

急な病気や事故で判断能力を無くした時のために、代わりに判断を任せたい相手（子や兄弟等**2人以上**）の連絡先が分かるようにしましょう。

※ 携帯電話だけでなく**職場の連絡先**もあるとよいでしょう。

✿ 現在使用しているもの

新聞、ガス、電気、水道、牛乳、電話、携帯電話など、契約している会社や連絡先を分かるようにしておきましょう。

もしもの時に速やかに対応できます。



✿わたしの財産

空き家関連記事

●お住まいの家屋や土地の名義

瓦や外壁が落下し**他人がケガをした場合、所有者へ損害賠償**を問われることがあります。放置されたまま公道や近隣へ被害が及び行政措置が行われた場合、その費用は所有者に対し請求されます。

相続人となってしまった親族に、ある日突然トラブルの責任が発生することもあります。親族等の連絡先が分かるとトラブルを未然に防ぐことができます。

●公的年金・個人年金・生命保険等（商品名・種類、受取人等）

●預貯金のある口座

●株（証券会社、金融機関等）

●クレジットカード（会社名、番号等）

●その他の資産（美術品、ブランド品、自動車等）

●借入金・ローン（借入先、金額等）



近年、エンディングノートや終活ノートが販売されており、このチラシの内容

以外にも医療や介護について、ご自身の希望を気軽に記録できると人気です。

この機会にご自身のことについて、まとめてメモしておきましょう。

愛西市地域包括支援センター



☎0567-55-7117

R3.3 作成